

平成27年6月より

自動車検査証備考欄への定期点検整備に関する指導履歴の 記載開始について（登録自動車及び二輪の小型自動車）

国土交通省より、整備命令又は限定自動車検査証を交付する際に「点検等の勧告」を発動した場合、定期点検整備に関する指導の履歴として、当該勧告の発動の記録を、平成27年6月より自動車検査証及び限定自動車検査証及び限定自動車検査証の備考欄に記載することの通達がありましたのでお知らせします。

つきましては、指導履歴の記載に係る内容を下記のとおりになりますので、ご確認ください。なお、軽自動車に対する点検等の勧告及び指導履歴の記載については、情報が入り次第別途ご連絡致します。

記

1. 対象自動車

登録自動車及び二輪の小型自動車

2. 自動車検査証及び限定自動車検査証の備考欄への記載方法

(1) 道路運送車両法第54条第4項の規定に基づく整備命令に伴う点検等の勧告の場合

○自動車検査業務等実施要領3-4-25の規定に基づく自動車検査証への記載に当たっては、点検等の勧告による定期点検整備実施を指導した旨及び指導年月日を備考欄に記載するものとする。

○**自動車検査証への記載については、第1号様式によるゴム印等を押印することにより行う。**なお、法第54条の整備命令の発令に伴う点検等の勧告の効力は、点検等勧告書を作成し、当該使用者又は運転者に対し、当該点検等の勧告書を交付する旨を告知した時点から発生することから、当該勧告書の受け取りを拒否したり、破棄した場合であっても当該勧告書は有効なものである。

(2) 道路運送車両法第71条の2第2項の規定に基づく限定自動車検査証の交付に伴う点検等の勧告の場合

○自動車検査業務等実施要領3-4-25の規定に基づく自動車検査証及び限定自動車検査証への記載に当たっては、点検等の勧告により定期点検整備実施を指導した旨及び指導年月日を備考欄に記載するものとする。

3. 自動車検査証の指導履歴記載に対する削除措置について

自動車使用者の申告及び使用者から提示のあった書面等により、「点検等の勧告」に従い、最長の間隔で行うべき定期点検整備を適切な間隔で2回連続実施されていると判断した場合には、適切に車両管理が実施され、かつ、自動車使用者の保守管理意識の高揚が図られたとして、指導履歴の記載を削除するものとする。

ただし、「指導履歴」の記載は、当該自動車の点検整備状況及び劣化・摩耗状況を正しく認識するための生涯履歴として原簿ファイルに格納すべきものであるため、本項の削除措置は自動車検査証においてのみ非表示とするものである。

なお、自動車使用者の申出により、指導履歴削除後の自動車検査証の交付を求められた場合には、自動車検査証の再出力を行い、交付することができるものとする。

○ システム停止時等システムへの入力によらず、自動車検査証の備考欄に上記2.により記載されている事項を削除する場合には、当該記載事項を二重線で抹消するとともに、抹消した箇所に確認年月日及び運輸支局等名小印を押印することにより行う。

なお、この場合におけるシステムへの入力は、当該指導履歴記載の削除後、可能な限り速やかに（原則当日、遅くとも翌日に）行うものとする。

〔第1号様式〕

【定期点検整備実施の指導履歴】平成〇〇年〇〇月〇〇日勧告
